

介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出の概要

1 事業者が整備する業務管理体制

(介護保険法第 115 条の 32・介護保険法施行規則第 140 条の 39)

業務管理体制の整備の内容			業務執行の状況の監査を定期的 に実施
		法令遵守規程（業 務が法令に適合 することを確保 するための規程） の整備	法令遵守規程（業 務が法令に適合 することを確保 するための規程） の整備
	法令遵守責任者 （法令を遵守す るための体制の 確保に係る責任 者）の選任	法令遵守責任者 （法令を遵守す るための体制の 確保に係る責任 者）の選任	法令遵守責任者 （法令を遵守す るための体制の 確保に係る責任 者）の選任
事業所等の数	1 以上 20 未満	20 以上 100 未満	100 以上

○事業所等の数について

- ・介護予防及び介護予防支援事業所を含みます。（例えば、訪問看護と介護予防訪問看護を行っている場合、事業所の数は2となります。）
- ・みなし事業所（※）を除きます。

※病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所をいいます。

○法令遵守責任者について

法令遵守責任者については、何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定しています。また、法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

○ 法令遵守規程（業務が法令に適合することを確保するための規程）について
 法令遵守規程については、事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

届け出る「法令遵守規程の概要」については、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また、法令遵守規程の全文を添付しなくても差し支えありません。

○ 業務執行の状況の監査について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査の年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

2 届出書に記載すべき事項（介護保険法施行規則第140条の40）

	届出事項	対象となる介護サービス事業者
1	事業者の ・ 名称 ・ 主たる事務所の所在地 ・ 代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
2	「法令遵守責任者」の氏名、生年月日	全ての事業者
3	「法令遵守規程」の概要	事業所等の数が20以上の事業者
4	「業務執行の状況の監査」の方法の概要	事業所等の数が100以上の事業者

3 業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先

(介護保険法第 115 条の 32・介護保険法施行規則第 140 条の 40)

	区分	届出先
1	事業所等が 2 以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働大臣 ※ 1
2	地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町内に所在する事業者	事業所等が所在する市町長 ※ 2
3	1 及び 2 以外の事業者	静岡県知事 ※ 3

※ 1 一部地方厚生局長に委任されていますので、詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

※ 2 各市町にお問い合わせください。

※ 3 提出先は県庁福祉指導課です。

4 静岡県知事に届け出る場合の様式

(介護保険法第 115 条の 32・介護保険法施行規則第 140 条の 40)

届出が必要となる事由	様式
1 業務管理体制の整備に関して届け出る場合（介護保険法第 115 条の 32 第 2 項）	様式第 1 号
2 事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合（介護保険法第 115 条の 32 第 4 項）	様式第 1 号
3 届出事項に変更があった場合（介護保険法第 115 条の 32 第 3 項）	様式第 2 号

- ・今後、上記 2、3 の届出が必要となった場合には、遅滞なく届出先の行政機関に届け出なければなりません。
- ・上記 2 の届出は、区分変更前と区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出てください。
- ・上記 3 の届出事項の中に「事業所名称等及び所在地」が含まれていますが、事業所等の指定や廃止等により、その数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合のみ届け出てください。（事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合は、届け出る必要はありません。）